



報道機関 各位

公立大学法人大阪市立大学

大阪市立大学理系学舎建設予定地の土壌汚染調査結果について

大阪市立大学は、理系学舎整備事業の仮研究棟の建設予定地において、土壌汚染調査を行いました。一部の地点で基準値を超過する結果となりました。

なお、周辺地域で地下水の飲用利用等はないことから、周辺住民の方々の健康への影響はないものと考えています。

また、現在使用中の理学部本館1期棟及び2期棟の一部についても、平成24年9月～11月に解体し、この時点で土壌汚染調査を実施する予定ですが、この土壌汚染調査に先立って、理学部本館周辺の地下水を採取し、汚染物質の有無について調査します。

1 調査の概要

(1) 調査場所

(住居表示) 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号 (住居表示)

(地番表示) 大阪市住吉区杉本3丁目155番1、155番3、155番15 の各一部

(調査対象面積) 2,617.04m²

(2) 調査期間

平成23年4月1日～平成23年4月28日

(3) 調査内容

土壌汚染対策法に準拠した土壌汚染状況調査

(調査物質)

1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、有機リン化合物 (計12物質)

(4) 調査結果

29区画 (2,617.04m²) 中9区画 (776.26m²) において、鉛及びその化合物並びにフッ素及びその化合物に基準値(土壌溶出量)を超過しました。なお、基準値超過の9区画については、土壌汚染対策法に基づき「※形質変更時要届出区域」に指定されています。

項目	指定基準 (mg/L)	検出 最大値 (mg/L)	超過濃度範囲 (mg/L)	地上からの調査深度 (m)	基準超過 区画数 /全区画数	備考
鉛及びその化合物	0.01 以下	0.017	0.015～0.017	旧表層面※から-0.5 (※GL-1.05～-1.1)	2/29	基準値の1.7倍
		0.040	0.017～0.040	下水配管下※から-0.5 (※GL-1.53～-2.51)	4/29	基準値の4倍
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	2.5	1.0～2.5	旧表層面※から-0.5 (※GL-1.10～-1.25)	4/29	基準値の3.125倍
		1.4	1.0～1.4	下水配管下※から-0.5 (※GL-1.53～-2.34)	3/29	基準値の1.75倍

(現在の地表面では基準不適合はありませんでした)

※形質変更時要届出区域：土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

2 汚染の原因

汚染原因の詳細については不明ですが、過去（昭和30年～平成5年頃）に教養部の生物・地学実験室として土地利用されていたことの影響が否定できないと考えています。

3 周辺住民の健康への影響

溶出量基準は超過しておりましたが、周辺250m以内に地下水の飲用利用が確認されておらず、上水道が完備されておりますので、住民の方々の健康への影響はないものと考えています。

4 工事における対策

仮研究棟建設工事に際しては、汚染土壤の拡散の防止を図りながら施工を行い、場外に搬出する汚染土壤については許可施設においてセメントリサイクルを行うなどの適正処理を実施します。なお、建設工事の着工は8月初旬を予定しています。

5 理学部本館周辺での地下水調査

調査地点：4ヶ所（図. 3 地下水調査地点図を参照下さい。）

調査対象：過去に使用したことのある物質（1（3）の12物質と同じ）について行います。

調査時期：平成23年7月下旬～8月中旬

※ 調査結果につきましては、結果が判明しだい公表します。

【内容に関するお問い合わせ先】

大阪市立大学 経営管理課施設整備担当 谷口
TEL：06-6605-2060

【報道に関するお問い合わせ先】

大阪市立大学 総務課広報担当 小澤・勝井
TEL：06-6605-3570 FAX：06-6605-3572

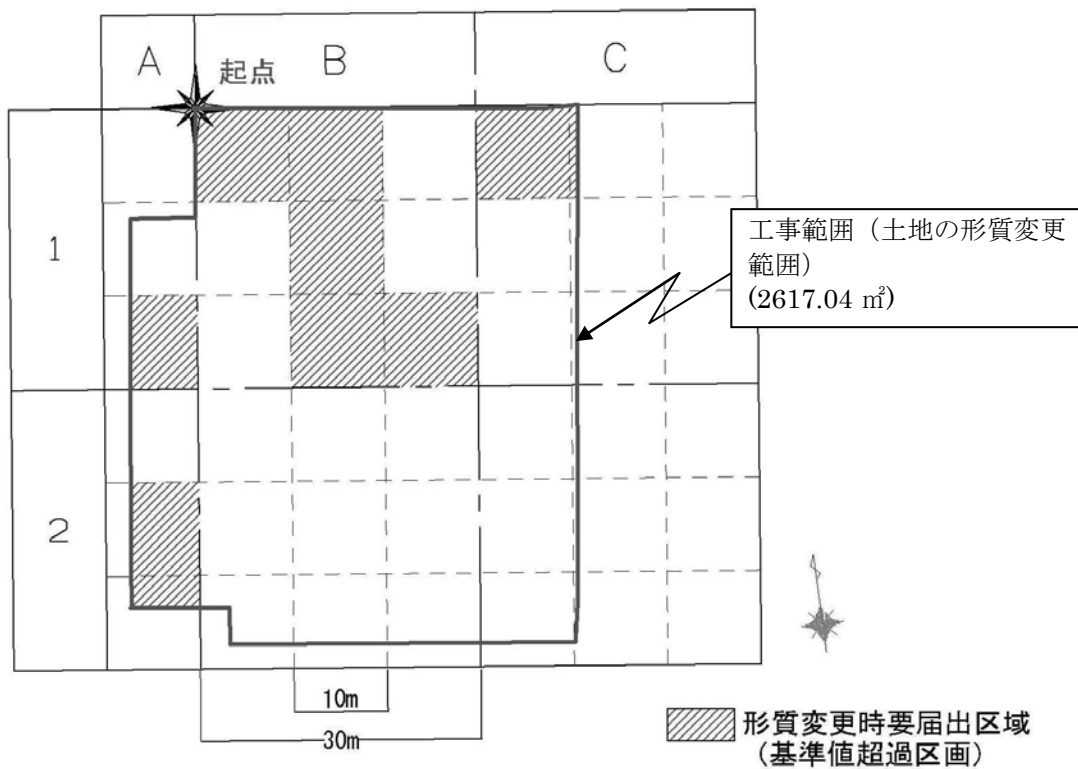
図.1 調査対象位置図

(住居表示：大阪市住吉区杉本3丁目3番138号大阪市立大学内)



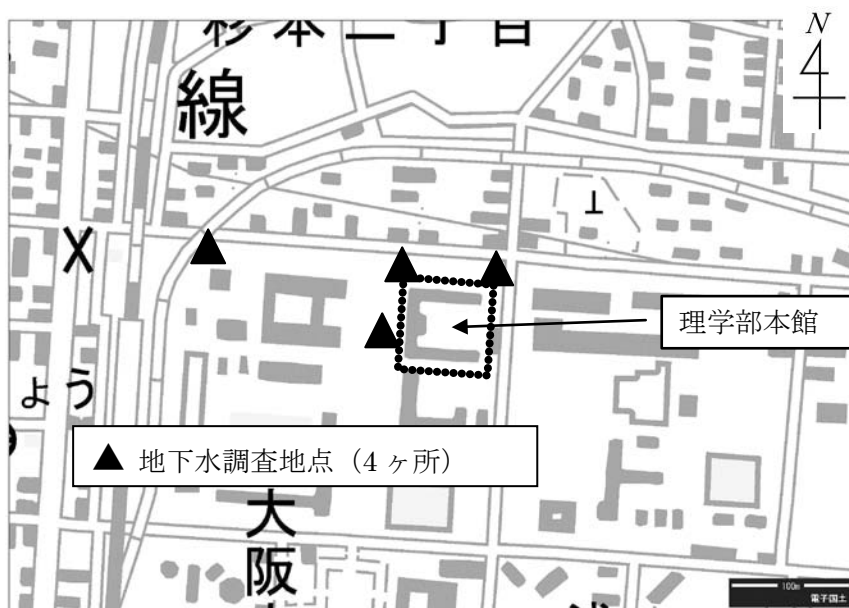
国土地理院「電子国土ポータル」

図.2 形質変更時要届出区域の範囲



(9 単位区画：776.26 m²)

図.3 地下水調査地点図



国土地理院「電子国土ポータル」

(参 考)

- ◇ 土壤汚染対策法では、基準として、汚染物質が溶出した地下水等を飲用することを想定した「土壤溶出量基準値」と汚染土壤を直接摂取することを想定した「土壤含有量基準値」が定められています。

◆ 土壤溶出量基準とは。

土壤汚染があった場合には、土壤中の有害物質が地下水に溶け込み、この地下水を飲むことにより、健康に影響を及ぼすおそれと考えられます。

土壤溶出量基準とは、このような地下水経由の健康影響を防ぐために定められているもので、「体重50kgの人が70年間、毎日2Lの地下水を飲んで10万人に1人に影響が出る可能性のある濃度」と極めて低い濃度に設定されています。

◆ 土壤含有量基準とは。

地表面の汚染土壤が、砂ぼこりなどとして口に入ったり、子供の土遊びにより誤って土が口に入ることなどにより健康に影響を及ぼすおそれと考えられます。

土壤含有量基準とは、このような汚染土壤の直接摂取による健康影響を防ぐために定められているもので、「汚染土壤の上に70年間居住し、6歳まで毎日200mg、6歳から70歳まで毎日100mgの物質を含む土を食べたとして影響を及ぼす可能性のある濃度」と極めて低い濃度に設定されています。

出典：水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第一次答申）（平成16年2月）中央環境審議会

土壤の直接摂取によるリスク評価等について（平成13年8月）土壤の含有量リスク評価検討会